

防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要綱

昭和55年1月5日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就業者等産地拡大促進事業実施要領（平成30年3月28日付け平29農業振興第1104号）の例によるほか、農産園芸等振興対策事業（以下「事業」という。）に係る市の補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象及び補助率)

第2条 市長は、予算の範囲内で、市内の農業協同組合等（別表の事業主体の欄に定める者。以下「事業主体」という。）が行う事業に要する経費について補助金を交付する。

2 前項の規定による事業に要する経費及び当該経費に対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとする事業主体は、補助金交付申請書（第1号様式）を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を事業主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業変更の承認)

第5条 事業主体は別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、補助金変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨事業主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

第7条 事業主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(事業の着工)

第8条 着工は原則として第4条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、事業主体が交付決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届(第3号様式)を市長に提出するものとする。この場合においては、事業主体は交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(工事完了の報告)

第9条 事業主体は、機械の納入や施設の完成等により工事が完了したときは、速やかにその旨を竣工届(第4号様式)により、市長に届け出るものとする。

(概算払請求)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 事業主体は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第11条 事業主体は、遂行状況報告書（第6号様式）を、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、補助金概算払請求書の提出があった場合は、これにかえることができるものとする。

（事業完了）

第12条 事業主体は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書により交付申請を行った事業主体は、前項の事業実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書により交付の申請を行った事業主体は、第1項の事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第8号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 前条の規定により通知を受けた事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第15条 補助金の交付を受けた事業主体は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対し報告を求め、第21条の規定による帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 市長は、事業主体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該事業主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が概算払により交付されているときは、当該事業主体に対し、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第18条 事業主体は、当該補助事業に係る会計と他の補助事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(財産の管理等)

第19条 事業主体は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、不動産及びその従物、取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具については耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する

省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)の期間内において、市長の承認を受けずに補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の場合において、市長の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがある。

(関係書類の整備)

第21条 事業主体は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、不動産及びその従物、取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具については、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間内においては、財産管理台帳(第9号様式)、その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年1月5日から施行する。
- 2 防府市温州みかん改植等促進緊急対策事業補助金交付要綱(昭和52年1月30日制定)は、廃止する。
- 3 防府市土地利用型農業等活性化対策事業補助金交付要綱(平成12年5月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和55年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱に基づき平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行し、平成28年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行し、平成29年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度に係る事業から適用する。

別表

事業	事業種目	事業実施細目	補助率	事業主体	重要な変更	
					経費の配分	事業内容の変更
新規就業者等産地拡大促進事業	新規就業者受入支援タイプ	<p>1 生産強化整備支援（ハード）</p> <p>新規就業者の受入体制整備及び産地の生産強化に必要な機械・施設等の整備支援</p> <p>(1) 共同利用機械 (2) 栽培管理施設 (3) 集出荷調製等施設</p> <p>2 新規就業者用住宅の確保支援</p> <p>住宅所有者等と賃貸契約を締結し、新規就業者が住宅として利用する空き家等の改修経費を支援</p>	総事業費の2/3以内	農業協同組合、農地所有適格法人、その他市長が認める団体	事業費の30%を超える増減	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p>
	農外企業参入等支援タイプ	<p>1 先進的農業経営整備支援（ハード）</p> <p>デジタル技術を活用した農業経営の取組に必要な機械・施設等の整備支援</p> <p>(1) 共同利用機械 (2) 栽培管理施設 (3) 集出荷調製等施設</p> <p>2 先進的農業経営対策支援（ソフト）</p> <p>農外企業等の参入やデジタル技術の定着に向けた取組の支援</p>	総事業費の2/3以内	農外参入法人等	事業費の30%を超える増減	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p>

第1号様式

年度農産園芸等振興対策事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度農産園芸等振興対策事業を下記のとおり実施したいので、防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、補助金 円
の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

事業名	補助金額(円)	事業内容

3 事業計画

(別に定める様式に従って記入すること。)

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位：円)

事業名	総事業費	負担区分	
		市	その他

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費補助金					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
合計					

6 事業完了予定年月日

年 月 日

第2号様式

年度農産園芸等振興対策事業補助金変更承認申請書

第 号
年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった農産園芸等振興対策事業の実施については、下記のとおり変更したいので、防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要綱第5条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

※ 関係書類は、補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分を、比較対照できるよう両者を二段書きすること。

第3号様式

(宛先) 防 府 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度農産園芸等振興対策事業補助金交付決定前着工届

年度農産園芸等振興対策事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行なわないこと。

事業種目 事業実施 細目	事業実 施主体	事業内容	事 業 費 (円)	着工予定 年月日	事 業 完 了 予 定 年 月 日	理由

第4号様式

(宛先) 防 府 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度農産園芸等振興対策事業の竣工届

年 月 日付け 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので、防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、届け出ます。

記

事業種目	
事業実施細目	
事業実施主体	
事業内容	
事業費 (円)	
着工年月日	
工事完了年月日	

※工事請負業者等からの完了届等の写しを添付すること。

第5号様式

年度農産園芸等振興対策事業補助金概算払（精算払）請求書

第 号
年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった補助金について、防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要綱第10条第2項（第14条）の規定に基づき、下記のとおり概算払（精算払）により交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事業名	事業費	市費補助金	既受領額	今回請求額	残 額

第6号様式

年度農産園芸等振興対策事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの
ことについて、防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

事 業 名	総事業費 (円)	事 業 の 遂 行 状 況			
		月 日までに 完了したもの		月 日以後 実施するもの	
		事業費 (円)	出来高比率	事業費 (円)	事業完了 予定年月日

第7号様式

年度農産園芸等振興対策事業補助金事業実績報告書

第 号
年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

事 業 名	補助金額 (円)	事 業 内 容

3 事業実績

(別に定める様式に従って記入すること。)

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位：円)

事業名	総事業費	負担区分	
		市(B)	その他(C)

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費補助金					
合計					

6 事業完了年月日

年 月 日

※ 支出の内容が判る証拠書類の写しを添付すること。

第8号様式

第 号
年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった
農産園芸等振興対策事業補助金について、防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要
綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料を添付すること。

第9号様式

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		年度		補助金名		農産園芸等振興対策事業補助金											
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分(円)				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫 補助金	県 費	市 費	そ の 他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。